

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	フロン類回収業の登録の取消し等	
根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87条） 第58条	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処分基準  （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設定 ・設定できない ・基準を公開できない  第58条 都道府県知事は、フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 1 不正の手段により第53条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けたとき。 2 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備が第56条第1項の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。 3 第56条第1項第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当することとなったとき。 4 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴聞 ・弁明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	